

第1回情報保護監視準備委員会議事要旨

1 日時

平成25年12月25日（水）午前11時から同11時20分までの間

2 場所

総理官邸4階大会議室

3 出席者

委員長 森国務大臣

委員長代理 岡田副大臣

副委員長 加藤内閣官房副長官

杉田内閣官房副長官

礒崎内閣総理大臣補佐官

福岡大臣政務官

委員 危機管理審議官（内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）代理）

内閣情報官

内閣府事務次官

警察庁長官

公安調査庁長官

外務事務次官

経済産業事務次官

海上保安庁長官

防衛事務次官

4 配付資料

資料1 情報保護監視準備委員会の開催について

資料2 情報保護監視準備委員会の運営等について

資料3 特定秘密保護法案 修正項目

資料4 特定秘密の保護に関する法律 条文

資料5 特定秘密保護法の適正な運用を確保するための取組（イメージ）

資料6 特定秘密保護法の適正な運用を確保するための取組

5 議事概要

(1) 冒頭、森大臣より概要以下のとおり挨拶を行った。

○ 特定秘密の保護に関する法律は、12月6日に国会で成立し、13日に公布された。自分（森大臣）も、引き続き、安倍総理から、担当大臣として、施行準備をしっかりと行うよう指示を受けているところである。

○ 本法の国会審議の過程において、与野党四党が合意し、第三者機関の設置の検討を始めとする12の論点について修正がなされたことは、大きな成果であった。

○ 他方、本法について、国民の間に懸念や不安の声があることを謙虚に受け止め、本法のわかりやすい説明に努め、誤解や懸念の払拭に努めていく

とともに、今後、本法の施行に向け、運用基準や第三者機関の設置といった事項について早急に検討を進める必要があると考える。

- 本法の施行・運用に当たっては、本法を実際に運用する政府内において、しっかりと検討を進め、また、有識者の御意見を踏まえ、政府内において諸準備を滞りなく進めることが極めて重要となる。本日出席の関係省庁を中心に、施行までの1年間という限られた時間の中で、政府における企画立案及び総合調整の司令塔として役割を果たし、精力的に検討を行うため、所要の検討体制を確立し、本法の施行準備に万全を尽くしていただきたい。
- (2) 特定秘密保護法施行準備室から概要以下のとおり説明を行った。

ア 今後の進め方について

- 特定秘密保護法は、特定秘密の取扱者の制限に係る部分を除き、公布後1年以内に施行することとされている。今後、特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施に関する運用基準の策定に当たり、行政機関外部の意見を聴くための会議である「(仮称) 情報保全諮問会議」を来年1月を目途に開催する予定である。
- また、政令案や運用基準概要については、夏を目途に公表し、意見募集を行うことを検討している。
- その上で、秋の早い時期には、政令や運用基準を閣議決定し、決定された運用基準等に基づいて各省庁が行う施行準備期間を設けたい。

イ 特定秘密保護法の適正な運用を確保するための取組について

- 配付資料に基づき、情報保護監視準備委員会の運営、特定秘密保護法の適正な運用を確保するための取組等について説明を行った。
- 運用基準案の策定や第三者機関の設置を含め、本法の施行準備については、様々な論点があり、そのためには、相応の体制が必要不可欠であると考えている。準備室の体制構築についても、出席の皆様の御協力をいただきたい。

(3) 出席者から概要以下のとおり発言があった。

- 国家安全保障会議が友好国と緊密に情報共有を行い、また、関係省庁から情報を集約するためには、特定秘密保護法によって秘密保護のルールを整備することが不可欠であり、着実な施行準備に努めることが必要。
- 施行までの1年間で、特定秘密保護法の円滑な運用を図るための体制を整備することが必要。特に、同法附則第9条は、同法の適正な運用を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を定めており、施行までに政府としての結論を導き出さなくてはならない。
- 特定秘密保護法の施行に当たっては、(仮称) 情報保全諮問会議の設置、運用基準の策定等、準備作業を鋭意進めていく必要があり、同法に対する国民等の関心が非常に強いことから、万全の体制を構築し、施行に向けしっかりと準備をしていくことが必要。
- 大変重要な法律であるので、委員長の下でしっかり協力いただきたい。
- 準備室の体制構築への各省の協力を重ねてお願い申し上げる。

(以上)